

別館棟変圧器等更新工事 仕様書

1. 件名

別館棟変圧器等更新工事

2. 工事概要

分析調査の結果、別館棟電気室に設置されている変圧器5台の絶縁油には低濃度P C Bが含まれることが判明したため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特措法）」の規定に基づき、当該変圧器を更新する。

3. 工期

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

ただし、変圧器の更新は令和8年10月10日（土）から10月12日（月・祝）までの間に完了すること。（予備日は令和8年11月21日（土）から11月23日（月・祝）までとする。）

4. 施工場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院 別館棟地下1階 電気室

5. 工事内容

(1) 更新工事

- ・更新対象設備の仕様については、別紙1 「更新対象設備一覧」を参照すること。
- ・変圧器5台（一般動力1、一般動力2、一般電灯1、一般電灯2及び保安動力）を更新すること。
新設の変圧器は全てモールド変圧器とし、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」に基づく「トップランナー変圧器第三次判断基準」対応の製品であること。また、防振ゴム付属の製品を選定する等、耐震対策を施すこと。
- ・変圧器の定格容量の変更に伴い、高圧カットアウト（P C）及び高圧交流負荷開閉器（L B S）のヒューズ並びに低圧配電盤7面（一般動力1、一般動力2、一般電灯1、一般電灯2、保安動力、保安電灯1及び保安電灯2）の電流計（C T、V T内蔵）及び電圧計（ヒューズ含む）を更新すること。また、別館棟地下1階旧中央監視室に設置されている過電流継電器（O C R）の整定値設定について、電気主任技術者の指示に従い受注者の責任で変更すること。なお、中央監視装置（本体及びグラフィックパネル）の設定変更は不要とする。
- ・変圧器及び付帯設備の寸法が変更となる場合は、編組導体及び銅バー等の配置を調整すること。
- ・低圧配電盤2面（保安動力及び保安電灯1）内の故障しているブレーカー各1個を交換すること。
- ・施工にあたり変圧器本体及び中性線の接地線並びに銅バーの支持材等が支障となる場合は、一時的に撤去し、変圧器更新後に復旧すること。
- ・撤去した変圧器は、別館棟地下1階非常用発電機室横のドライエリアから地上に搬出し、発注者が指定する場所まで運搬すること。また、運搬後はブルーシート等で覆うこと。搬出経路等については、別紙2 「施工イメージ図」を参照すること。
- ・電気主任技術者の指示に従い、受注者の責任で絶縁抵抗試験及び絶縁耐力試験を実施すること。
- ・その他付帯作業（基礎工事、重量物運搬、産業廃棄物処理等）は、全て本工事に含むものとする。
ただし、既設変圧器の処理及び変圧器搬出入用の扉設置工事は、発注者が別途実施する。

(2) 停電対策

- ・発注者の業務上停電することができない区画の電源を確保するため、本館棟4階電気室から別館棟各所のブレーカー二次側まで、並びに旧介護老人保健施設棟2階分電盤から消化器内視鏡センター、放射線治療棟及び第2駐車場のブレーカー二次側まで、仮設ケーブルを敷設すること。（ケーブルの詳細については別紙3「仮設ケーブル経路図」及び別紙4「仮設ケーブル系統図」参照）
- ・仮設ケーブルは、通行の妨げとならないよう可能な限り天井へ固定すること。
- ・ブレーカー二次側への接続箇所は、職員及び来院者等が不用意に触れないよう、カラーコーン等を用いて注意喚起を行うこと。
- ・本館棟4階から別館棟1階、4階及び5階へ敷設するケーブルは、本館棟3階中庭に分岐箱を仮設して分岐すること。分岐箱は、防水性に優れた製品を選定すること。
- ・別館棟地下1階には、消防用設備の始動用以外の送電を行わないため、更新工事を実施するための電源、照明等の設備は受注者が準備すること。
- ・病院事業の特性上、緊急的に追加の停電対策を実施する必要が発生する可能性がある点に留意すること。
- ・仮設作業は、更新工事開始日までに余裕を持って完了すること。なお、廊下、階段等共用部の仮設作業は、休診日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日及び年末年始休暇（12月28日から翌年1月3日まで）に該当する日）に実施すること。
- ・仮設電源への切り替えは、更新工事前日の17時30分以降に実施すること。また、変圧器更新後の復電は、翌平日の0時までに完了すること。
- ・仮設電源への切り替え後、負荷削減のため、発注者が指定するブレーカーを遮断すること。また、復電後は当該ブレーカーを復旧すること。
- ・復電後、仮設ケーブル及び仮設分電盤を撤去すること。なお、撤去作業実施上の注意事項は、仮設作業の場合と同様とする。
- ・その他停電対策に必要な作業は、全て受注者の責任で実施すること。ただし、油入遮断機(O C B)、断路器(D S)及び非常用発電機の停止及び復旧に関する操作は、発注者が実施する。

(3) 施工管理

- ・受注者は、本工事に係る現場責任者を選任し、本工事の指揮監督を行わせること。
- ・現場責任者は、本仕様書に定める事項を理解し、施工にあたり必要な知識及び能力を十分有する者であること。また、現場責任者は当院担当者との窓口となること。
- ・必要に応じてカラーコーンでの仮囲い、警備員の配置等を行い、安全確認を徹底すること。
- ・資材置場、資材搬入搬出経路、作業員通路、作業員休憩所等については、発注者が指定する場所を使用すること。
- ・許可の申請、書類の届出等が必要な場合は、当院担当者及び行政機関等と協議のうえ、関係法令等を遵守し、遅滞なく必要書類の作成及び提出を行うこと。

6. 事故発生時の対応

受注者は、作業中に事故が発生したとき、または事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示を仰ぐこと。

また、受注者の故意または過失により機器及び施設等を故障・破損・滅失等に至らしめた場合は、受注者の責任でもって原状に回復すること。なお、原状回復の費用及び当該故障等によって発注者が被った損害に係る経費については、受注者が負担するものとする。

7. 提出書類

(1) 着工前

・施工体制図	2部
・工程表	2部
・作業手順書	2部
・作業連絡票	3部
・着工届	1部

(2) 完工後

・完工届	1部
・完成図書（※1）	2部及び電子媒体

※1 完成図書は、竣工図（保安規程に添付するもの）、工事写真（着工前、施工中、完工後の様子がわかるもの）及び試験成績書を綴じたものであること。

8. その他

- ・受注者は、関係法令及び関係規程を遵守すること。また、個人情報の保護及び情報セキュリティの向上に努めること。
- ・発注者の業務運営及び施設管理に支障を来さないよう注意するとともに、第三者に不安感、不快感等を与えないよう配慮すること。
- ・発注者または第三者に損害を与えた場合は、受注者が賠償すること。
- ・施工にあたり必要となる経費については、全て受注者の負担とする。ただし、一時的に必要となる場所、ユーティリティ（電気、水等）については、工期中は無償で提供するものとする。
- ・発注者は、現に保有している、または容易に取得可能である情報について、必要に応じて提供するものとする。ただし、当該情報を本工事の施工以外の目的で使用してはならない。また、完工後は速やかに発注者に返却すること。
- ・受注者は、関係法令等に基づく許可の取得、検査の受検等に関する一切の責任を負うものとする。
- ・受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- ・施工にあたり疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- ・発注者は、業務運営及び施設管理に支障があると認めるときは、本工事の全部または一部について一時中止することができるものとする。
- ・本仕様書の内容について大幅な変更が発生する場合は、別途協議の上、変更契約を締結するものとする。
- ・受注者は、完工後1年以内に施工内容に関して契約不適合事項があることが判明した場合は、無償で修正を行うこと。
- ・施工にあたっては電気主任技術者の指示に従うこと。
- ・本仕様書に記載の数量等は、概算の数値である点に留意すること。